

第 82 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 公 開 競 技 実 施 基 本 方 針

第 82 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会（以下「大会」という。）において実施する公開競技は、公益財団法人日本スポーツ協会の定める「国民スポーツ大会開催基準要項」及び「同細則」、「国民スポーツ大会公開競技実施基準」並びに「第 82 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 27 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 開 催 基 本 方 針」に基づき、次の方針により実施する。

1 実 施 目 的

- (1) 大会を契機として、競技の普及及びスポーツの振興を図り、生涯スポーツ社会の実現を推進する。
- (2) 多くの県民が各々の関心や適性等に応じて「する」「みる」「ささえる」など様々な形でスポーツに触れ合う機会を増やすことにより、「スポーツを通じた元気な長野県づくり」の実現を目指す。

2 実 施 競 技 の 選 択

実施競技は、「第 82 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 実 施 競 技 選 択 基 本 方 針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選択する。

- (1) 競技を実施することにより、大会終了後においても、県内での競技の普及・振興が推進されること。
- (2) 県競技団体の組織が整備されており、競技運営能力があること。
- (3) 中央・県競技団体の開催意欲とともに、市町村の開催希望があること。

3 競 技 会 場 地 市 町 村 の 選 定

競技会場地は、「第 82 回 国 民 ス ポ ー ツ 大 会 ・ 第 27 回 全 国 障 害 者 ス ポ ー ツ 大 会 競 技 会 場 地 市 町 村 選 定 基 本 方 針」に基づき、次の事項について総合的に検討し、選定する。

- (1) 市町村と競技団体の意向が合致すること。
- (2) 実施する公開競技の普及・振興を推進する市町村であること。
- (3) 実施する公開競技の開催に必要な競技施設を有する市町村であること。

4 実 施 方 法 、 実 施 時 期 及 び 期 間

- (1) 実施方法及びその他の必要な事項は、別に定める。
- (2) 実施時期は、令和 10 年 4 月 1 日から閉会までとする。ただし、総合開・閉会式当日は除くものとする。
- (3) 実施期間は、4 日間を上限とする。

5 業 務 分 担 及 び 経 費 負 担

- (1) 競技会の準備及び開催運営に係る業務（競技用具の確保、宿舍の手配、参加受付等、その他全般）は、当該中央競技団体が主導で行うものとし、その経費については、当該中央競技団体の負担とする。
- (2) 参加料、参加者旅費等、当該競技会参加に関する経費については、原則として、競技会参加者の自己負担とする。